

新型コロナウイルス感染症による景気後退から 中小業者の営業と生活を守る緊急支援を求める要請書

日頃より中小・小規模事業者への支援にご尽力頂き、感謝申し上げます。

4月7日に政府は新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言を発令し、あわせて緊急経済対策を閣議決定しました。しかし自粛にみあった補償がないなど、中小業者の営業と生活を守るにはあまりに不十分です。実施も遅いため、これでは感染拡大は止まらず、さらなる経済悪化を招きかねません。国・府の政策を待たず、大阪市として中小業者を支援する緊急対策を行うよう以下要請いたします。

【要請事項】

1. 制度融資について

- ・新型コロナウイルス関連の各融資制度について、全期間の利子及び保証料を市として全額補助すること（国が補助する分を除く）。制度融資について、返済・据置期間を日本政策金融公庫なみに延ばし、認定条件の売上減少率を5%に下げること。
- ・借り換えや条件変更に積極的に応じること。条件変更、代位弁済などでも積極的に融資に応じること。産業創造館だけでなく各区でも自治体認定が受けられるようにすること。

2. 中小業者への支援について

- ・緊急経済対策の中小・小規模事業者等に対する「持続化給付金」、生活に困っている世帯に対する「生活支援臨時給付金」ではあまりに不十分であり、市として独自の支援策を行うこと。特に中小業者に対しては従業員の給与、家賃などの固定費を補助すること。自粛要請により休業せざるを得なくなった業者に対し、その期間の損失を補償すること。
- ・雇用調整助成金の中小企業への助成率を8/10から10/10となるよう市として補てんすること。雇用保険対象外の非正規雇用者等も助成対象となったが、中小業者の事業主・家族専従者に対しても同額を府として補償すること。
- ・小学校休業等による助成金が日額上限8330円なのに対し、業務委託を受けている自営業・フリーランスには4100円しか給付されないのはあまりに不当であり、市としてその差額を補償すること。業務委託でない中小業者に対しても同額を補償すること。

3. 税・国保料等について

- ・緊急経済対策をふまえ、新型コロナウイルスの影響を受けた者に「徴収猶予」を速やかに適用すること。延滞税（金）全額免除及び無担保（すでに猶予された者にはさかのぼって適用）の措置を現場に徹底すること。該当しない場合でも「換価の猶予」をすすめ、個々の事情をよくみて「滞納処分の停止」を適用すること。事態が収束するまで滞納処分は行わないこと。
- ・国保「府内統一化」は中止し、高すぎる国保料を引き下げること。短期証の留め置きはやめること。全ての資格書世帯に短期証を郵送すること。資格書による受診であっても短期証とみなし対応すること。
- ・所得減少減免を大幅に拡充し、所得割だけでなく均等割・平等割にも減免を適用すること。

- ・新型コロナウイルスに感染した又は感染が疑われる全ての国保、後期高齢者医療の加入者に、傷病手当を給付すること。

4. 国に対し、以下要請すること。

- ・消費税率を5%に戻すこと。中小業者の社会保険料の負担を軽減すること。
- ・中小・小規模事業者等に対する「持続化給付金」、生活に困っている世帯に対する「生活支援臨時給付金」を増額し、要件を緩和すること。自粛要請により収入を断たれた業者に対しその全額を補償すること。
- ・全ての制度融資を100%保証とし、保証協会でも融資申請を受け付けること。セーフティネット保証4号の認定要件を「5%以上減少」に緩和し、5号の指定業種を全業種にひろげること。
- ・雇調金の中小企業助成率を10/10にした上で、労基法上の休業手当を平均賃金の6割から8割に引き上げること。
- ・国保、後期高齢者医療の傷病手当に対する財政支援を、給与所得者に限定せず全加入者を対象とすること。

以上よろしく願いいたします。